

【ドイツ】2020年税制法の制定

財政金融課 瀬古 雄祐

* 2020年12月に成立した2020年税制法により、コロナ禍における税制面での対応を始めとして、家賃高騰への対応、EUにおける付加価値税デジタルパッケージへの対応等、各種の税制の見直しが図られた。

1 2020年税制法の制定

2020年税制法(以下「税制法」)が、2020年12月に制定された¹。税制法は、各租税関係法令を改正する全50か条の条項法²であり、一部の規定を除いて同年12月29日に施行された。同法により、所得課税における諸般の見直し(在宅勤務に係る控除制度の創設、低家賃で住居を貸した場合の税負担の軽減措置の見直し、投資税額控除の見直し等)、日本の消費税に相当する売上税³の課税に関する見直し等の税制改正が実施された。

2 所得課税における見直しの概要

(1) 在宅勤務に係る定額控除の創設

コロナ禍での在宅勤務の増加を背景に、個人所得税における2020年1月から2021年12月末までの時限措置として、在宅勤務用の仕事部屋等の費用に係る定額控除制度が新設された。これは、在宅勤務を終日行った場合、1日当たり5ユーロ⁴を所得控除するという仕組みである。1年又は1事業年度当たり600ユーロが控除額の上限とされる。従来は、仕事部屋等を専ら業務目的で使用すること等の要件を満たす限定的な場合にのみ、控除の適用が認められた。なお、この項目は連邦政府による当初案にはなく、連邦議会での審議の過程で追加されたものである。

(2) 操業短縮手当に係る非課税措置の延長

コロナ税制支援法⁵により、操業短縮手当等としての事業主からの支払額につき、本来の給与と実際の給与との差額の80%までの個人所得税を非課税とする措置が講じられ、この措置は2020年12月末が適用期限とされていた。税制法は、当該非課税措置の適用期限を1年延長し、2021年12月末までとした。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年7月7日である。

¹ Jahressteuergesetz 2020 (JStG 2020) vom 21. Dezember 2020 (BGBl. I S.3096) ドイツでは、税制改正関連法の制定時期について定まった慣行はなく、年途中の適宜の時期に税制改正が行われるのが一般的である(ただし、税制改正を行うための法律には、通例、制定年を冠した名称が付けられる。)。この点において、予算編成とともに税制改正案が策定・審議され、新年度又は新暦年の開始とともに改正内容が適用される我が国の慣行とは異なる。

² 条項法(Artikelgesetz)とは、複数の条(Artikel)から成り、同時に複数の法律を改正又は制定する法律である。

³ 売上税(Umsatzsteuer)は、ドイツ連邦共和国基本法(憲法に相当)により連邦と州の共有税と定められており、現状では、税収は連邦、州、州内の基礎自治体にそれぞれ一定割合が配分されている。詳細は、鎌倉治子『諸外国の付加価値税(2018年版)』(調査資料2017-1-a)国立国会図書館調査及び立法考査局, 2018, pp.37-44. <https://dl.n dl.go.jp/view/download/digidepo_11056198_po_201803ma.pdf?contentNo=1> を参照。

⁴ 1ユーロは約132円(令和3年7月分報告省令レート)。

⁵ Gesetz zur Umsetzung steuerlicher Hilfsmaßnahmen zur Bewältigung der Corona-Krise (Corona-Steuerhilfegesetz) vom 19. Juni 2020 (BGBl. I S. 1385); 泉眞樹子「【ドイツ】コロナ危機に対処するための税制支援に関する法律」『外国の立法』No.284-2, 2020.8, pp.12-13. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11520846_po_02840204.pdf?contentNo=1>

(3) ひとり親を対象とした控除額増額措置の恒久化

第2次コロナ税制支援法⁶により、2020年及び2021年限りの措置として、個人所得税においてひとり親が受けられる所得控除額が子1人当たり4,008ユーロに増額されている⁷。今般、税制法により、この増額措置が恒久化されることとなった。この項目も(1)と同様、連邦議会における審議の過程で追加されたものである。

(4) 低家賃での賃貸住居の提供に係る優遇措置の見直し

賃貸住居物件をその地域における家賃相場の66%未満の家賃で提供した場合、貸主は広告経費を家賃収入から控除して所得金額を算出できる優遇措置が設けられている。税制法により、2021年1月以後、この優遇措置の適用要件である家賃水準が66%未満から50%未満に引き下げられ、要件が厳しくなった。これは、ドイツの各地域で家賃相場が上昇傾向にあること、また、ドイツ国内で家賃水準が高いことに対応するための措置とされる⁸。

(5) 投資促進を図るための税制上の措置の見直し

中小事業者を対象に、取得予定の事業用資産(動産)につき、一定の要件の下で、取得前に当該資産の取得価額の40%を上限として減価償却を可能とする仕組みが設けられている。この制度につき、対象事業者の範囲の適正化とともにコロナ禍という状況への対応の観点から、所得の種類や事業の形態ごとに適用要件が異なる従来の規定が見直され、適用要件が「事業利益が20万ユーロ以下」に一本化された⁹。また、減価償却の上限につき、取得価額の40%から50%に引き上げられる等の見直しが図られた。

3 売上税における見直しの概要

(1) 「付加価値税デジタルパッケージ」への対応

2021年7月から、EUレベルでの付加価値税の課税における仕向地主義課税(財・サービスが最終的に消費された国に課税権を与える仕組み)の実現及び事務負担の軽減等の観点から「付加価値税デジタルパッケージ」の新段階の措置が実施される¹⁰。これに向けて、税制法には、国内法整備を図るべく、各種租税関係法令を改正する規定が盛り込まれた。

(2) 遠隔通信サービスに係る売上税の課税対象の拡大

近年、IPネットワークを用いた通話技術、いわゆる「VOIP」を利用した売上税の課税逃れの発生が指摘されている¹¹。税制法は、2021年1月から、通話・通信サービス利用権を転売した者も売上税の納税義務者に含めることで、租税回避の防止を図ることとした。

⁶ Zweites Gesetz zur Umsetzung steuerlicher Hilfsmaßnahmen zur Bewältigung der Corona-Krise (Zweites Corona-Steuerhilfegesetz) vom 29. Juni 2020 (BGBl. I 2020 S. 1512)

⁷ 増額前は子1人当たり1,908ユーロであった(泉 前掲注(5), p.13.)。なお、養育している子が2人以上の場合は、2人目以降の子につき1人当たり240ユーロ増額される。

⁸ Deutscher Bundestag, Drucksache, 19/22850 (Gesetzentwurf der Bundesregierung), p.89. <<https://dserver.bundestag.de/btd/19/228/1922850.pdf>>

⁹ 連邦政府による当初案では15万ユーロ以下とされていたが、審議過程で20万ユーロ以下に修正された。

¹⁰ 加盟国における付加価値税の課税方式等の調和をめぐるEUレベルでのこれまでの動きについては、鎌倉 前掲注(3), pp.24-31を参照。「付加価値税デジタルパッケージ」の新段階においては、①EU域内の取引につき、事業者がEU域内の1加盟国で登録・納税を行う仕組み(ワンストップショップ制度(OSS))の実施、②EU域外からEU域内の消費者に対して少額の製品を輸入する場合に、申告・納税を容易に行うための仕組み(インポート・ワンストップショップ制度(IOSS))の導入、等を主な内容としている。“Modernising VAT for cross-border e-commerce.” European Commission HP <https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/vat/modernising-vat-cross-border-ecommerce_en>等を参照。

¹¹ Deutscher Bundestag, op.cit.(8), p.121.